

総合特別区域基本方針の一部変更について【平成30年3月30日 閣議決定】

1. 国際戦略総合特区(特別償却又は投資税額控除:平成23年度創設)

平成30年度税制改正大綱を踏まえ、現行の総合特区制度において認められている国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置について、特別償却率等の見直しの上、適用期限を2年延長する。 ➡ **平成32年3月31日まで延長**

○ 特別償却又は投資税額控除

特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。

<主な改正点>

	取得の時期	延長1年目 (現行の率どおり)	延長2年目 ※ (H31.4.1以後に指定を受けた法人の事業実施計画に記載された対象資産)
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	<u>40%</u>	<u>34%</u>
	建物及びその附属設備並びに構築物	<u>20%</u>	<u>17%</u>
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	<u>12%</u>	<u>10%</u>
	建物及びその附属設備並びに構築物	<u>6%</u>	<u>5%</u>

※ H31. 3. 31以前に指定を受けた法人の事業実施計画に同日までに記載された対象資産は、現行の率どおり

2. 地域活性化総合特区(エンジェル税制:平成23年度創設)

○ 出資に係る所得控除

社会的課題解決に資する事業(ソーシャルビジネス等)を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除できる制度。

➡ **指定期限(H30.3.31)の到来をもって廃止**

3. 別表の改正

(1) 規制の特例措置の全国展開等

施設外就労に係る所定単位数の算定要件の緩和

※【厚労B002】地域共生型障害者就労支援事業(別表2)の全国展開

施設外就労(企業内就労)の総数について、利用定員の上限を設けないこととするとともに、施設内において実施することとされていた就労状況の評価を施設外就労先で実施することを可能とした。

地域支援事業への介護予防ポイント事業の追加

※【厚労B007】地域活性化総合特別区域介護機器貸与モデル事業及び介護予防ポイント事業(別表2)の一部全国展開

地域支援事業として、介護予防ポイント事業を実施可能な旨を通知にて規定した。

明示的同意を受けた匿名化された健診・レセプトデータの2次利用

本人の同意がある場合や個人を特定し得ない統計データである場合には、2次利用が可能であることを個人情報の適切な取扱いのための事例集に記載した。

(2) その他(表現の軽微な修正等)

訪問リハビリテーション事業所整備推進事業／介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業

根拠法令改正に伴い、密接な連携を確保すべき近隣の医療施設として、「介護医療院」を追加

国際戦略(地域活性化)建築物整備事業／特別用途地区国際戦略(地域活性化)建築物整備事業

根拠法令改正に伴う項番号の修正(「第12項」→「第13項」)

高度人材外国人受入促進事業

根拠法令の改正に伴う修正(認定又は承認以外の形式の支援措置であっても高度人材ポイント制の特別加算の対象となるように修正)